

みなさんが安心して出産・子育てができるよう応援します

出産・子育て相談

*妊娠が分かったら医療機関を受診し、妊娠判定を受けましょう

①妊娠届・母子手帳の交付
(助産師・保健師との面談)

・健康づくり推進課の窓口へ妊娠届出をし、母子健康手帳の交付を受けます。



*母子健康手帳交付時に助産師・保健師の面談があります。

これから始まる妊娠期の過ごし方や子育てに関する制度・情報を一緒に確認します。

面談
終了後

③妊婦支援レター
(妊娠8か月頃)

妊娠中の
健康相談

・妊娠中や産後の情報を紹介する手紙をお届けします。出産準備の参考にしてください。合わせてアンケートもご案内しますので回答をお願いします。

*出産・子育てに向けて、助産師・保健師がご相談に応じます。

④出生届出書の提出
(本庁市民課、各支所)

出生後14日以内に届出が必要です。

※出生届と合わせて、お誕生おめでとうセットのお渡し、児童手当、すくすくチャイルド等の手続きがありますので、期限内に手続きしましょう。

※妊娠届出にお渡ししているピンク袋内にご案内があります

⑤新生児・乳児全戸訪問
(赤ちゃん訪問)

*助産師・保健師がご家庭を訪問します。

赤ちゃんの成長の様子や、お母さんの産後の体調等を一緒に確認します。

訪問
終了後

経済的支援

②出産応援給付金(5万円)
の申請

・母子健康手帳交付時に申請のご案内をします。

妊婦健康診査受診の際の交通費、出産準備にかかる費用としてご利用ください。



⑥子育て応援給付金(5万円)
の申請

・赤ちゃん訪問の際、申請のご案内をします

育児用品や子育て支援サービスにかかる費用としてご利用ください。

【給付金申請をお急ぎの方】

・産婦と助産師・保健師が面談できる場合に限り、出生届出等の手続き当日、健康づくり推進課で受付します。

引き続き子育てのご相談に応じていきます。